

## 高知工業高等専門学校寄附金取扱規則

制 定 平成16年 4月 1日

一部改正 平成24年 1月23日

一部改正 平成31年 4月18日

(趣旨)

**第1条** 高知工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（以下「機構規則」という。）の定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規則において「寄附金」とは、機構規則第2条に規定する業務を支援することを目的とするもので、経費の使途が明らかなものとする。

(寄附の申込み)

**第3条** 寄附の申込みをしようとする者は、寄附金申込書（別紙様式1）により、校長に申し出るものとする。

(受入の決定及び手続等)

**第4条** 校長は、前条の申込みがあったときは、地域連携センター運営委員会に諮り、受入れの決定を行なうものとする。

2 校長は、寄附金の受入れを決定したときは、寄附金受入通知書（別紙様式2）を当該寄附者に送付するとともに、出納命令役に通知するものとする。

3 出納命令役は、寄附金の受入れについて適當であると認めたときは、直ちにこれを受け入れるものとする。

4 受け入れた寄附金の一部を独立行政法人国立高等専門学校機構における教育研究事業のための間接経費として使用するものとする。

5 間接経費の取扱いについては、別に定める。

(寄附金の保管等)

**第5条** 寄附金は、校長が指定する取引金融機関へ預託するものとし、この場合において、生じた利子は、寄附金の増加に充てるものとする。

(雑則)

**第6条** 校長は、本校における寄附金の取扱いについて、この規則によりがたい特別の理由があると認められる場合には、その取扱いについて別に定めることができる。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日より施行する。

### 附 則

この規則は、平成19年4月1日より施行する。

### 附 則

この規則は、平成23年8月1日より施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成31年4月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第4条第4項及び第5項の規定にかかわらず、適用日より前に受け入れた寄附金については、従前の例によることができる。

## 高知工業高等専門学校寄附金取扱規則

## 様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

(寄附者) 住 所

氏 名

印

## 寄 附 金 申 込 書

このことについて、下記のとおり寄附します。

なお、当該寄附金の一部を国立高等専門学校の教育研究の発展充実のため、必要な経費として使用することに同意します。

記

寄 附 金 額				円
寄 附 の 目 的 及 び 種 別				
	(該当種別を全て選択してください。)		<input type="checkbox"/> 教育支援, <input type="checkbox"/> 研究助成, <input type="checkbox"/> その他	
寄 附 の 条 件				
使 用 者 の 指 定	<input type="checkbox"/> 有	指 定 す る 使 用 者 の 所 属 ・ 氏 名	所 属	
	<input type="checkbox"/> 無	(研究担当者等)	氏 名	
指 定 す る 使 用 者 が 国 の 機 関 (國立大学法人、独立行政法人を含む) へ 転 出 し た 場 合 の 取 扱 い (右 の い ず れ か を 選 択 す る だ さ い。)	<input type="checkbox"/> 寄附金の残額を転出先へ移し換えることに同意する。			
	<input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、高知工業高等専門学校の他の役職員に使用者を変更して使用するものとし、高知工業高等専門学校の業務実施のため、必要に応じて寄附目的及び条件を変更することに同意する。			
	<input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、寄附目的及び条件の範囲内で高知工業高等専門学校の他の役職員に使用者を変更して使用することに同意する。			
	<input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、高知工業高等専門学校の他の役職員に使用者を変更して使用するものとし、高知工業高等専門学校の業務実施のため、必要に応じて寄附目的及び条件を変更することに同意する。			
	<input type="checkbox"/> 寄附金の残額は、寄附目的及び条件の範囲内で高知工業高等専門学校の他の役職員に使用者を変更して使用することに同意する。			
<input type="checkbox"/> 寄附金の残額の取扱いについては、助成財団等の規定に従うものとする。（研究助成金の場合のみ選択可）				
使 用 内 訳				
使 用 時 期				
そ の 他				
担 当 者 連 絡 先	担当者名（申請者と異なる場合）		電 話 :	
			メ 邮 :	

高知工業高等専門学校寄附金取扱規則

様式第2号(第4条関係)

平成 年 月 日

寄附者 殿

高知工業高等専門学校長

印

寄附金の納入について（お願い）

益々御発展のこととお慶び申し上げます。

このたびは下記の寄附金のお申し込みをいただき誠にありがとうございました。

さて、平成 年 月 日付けで、お申し込みのありましたこのことにつきましてありがとうございます。たくお受けし、本校の研究のために使わせていただきます。

つきましては、同封の納入依頼書により、寄附金をお納めいただきたく存じますが、納入依頼書は銀行での取扱いに限らせていただきますので、ご了承願います。

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1 寄附金額 | 円 |
| 2 寄附目的 |   |